



---

# 第2期八尾市行財政改革プログラム

平成23年度～平成26年度

---



YAO City

平成23年6月  
八尾市

# 目 次

<b>I. これまでの行財政改革の取り組み</b> .....	1
1. 八尾市行政改革大綱及び八尾市集中改革プランなどの推進.....	1
2. 八尾市行財政改革プログラムの推進.....	1
(1) 八尾市行財政改革プログラムの策定の経過.....	1
(2) 八尾市行財政改革プログラムに基づく行財政改革.....	1
<b>II. これまでの取り組みにおける成果と現状の課題</b> .....	3
1. 八尾市行財政改革プログラムの取り組みにおける成果と課題.....	3
(1) 八尾市行財政改革プログラムの取り組みにおける成果と課題.....	3
(2) 市民意識調査・職員アンケートの結果における成果と課題.....	7
2. 八尾市の財政状況.....	10
3. 定員適正化の状況.....	12
<b>III. 行財政改革推進の必要性</b> .....	13
1. 個性あふれる施策推進を支えるための行財政改革.....	13
(1) これまでの本市の取り組みから求められるもの.....	13
(2) 今後求められる行財政改革の方向性.....	13
2. 中期財政見通し（一般会計：平成23年度から平成26年度まで）.....	14
<b>IV. 第2期八尾市行財政改革プログラムの基本的な考え方</b> .....	17
1. 八尾市行政改革大綱及び集中改革プランなどの整理.....	17
2. 行財政改革の定義とめざす行政運営の将来像.....	18
3. 推進期間と推進体制.....	18
<b>V. 第2期八尾市行財政改革プログラムに基づく行財政改革</b> .....	20
1. 行財政改革の推進目標と方向性.....	20
(1) 行財政改革の推進目標.....	20
(2) 各推進目標の方向性.....	21
2. 行財政改革の具体的取り組み.....	22
3. 行財政改革の推進による今後の収支改善目標.....	25
(1) 歳入に見合った歳出予算をめざす.....	25
(2) 経常収支比率の改善.....	26
(3) 市債残高の抑制.....	26
<b>VI. 用語説明</b> .....	27
参考資料：行政改革大綱における重点項目（大綱より抜粋）.....	32

# I. これまでの行財政改革の取り組み

## 1. 八尾市行政改革大綱及び八尾市集中改革プランなどの推進

本市は、これまでも急激な社会経済情勢の変化や危機的な財政の悪化など、厳しい状況を幾度も経験してきましたが、それぞれの時代背景のもと、行財政改革に取り組みながら、市民が住み続けたいと思うまちづくりに努めてきました。

市民と行政の協働<sup>(※)</sup>を理念として、平成12年8月に八尾市行政改革大綱<sup>(※)</sup>「みんなで進めよう八尾市の改革」(以下、「行政改革大綱」という。)を策定し、行政改革を「歳出の削減のみを求める活動ではなく、目指す行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政のしくみ”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動である。」と定め、行財政改革を進めてきました。

また、平成16年9月には、いわゆる『三位一体の改革<sup>(※)</sup>』に対応し、本市が財政危機を回避しながら将来にわたって、持続可能な財政基盤を確立していくために八尾市財政健全化基本方針<sup>(※)</sup>を策定し、平成16年度からの4年間に取り組むべき内容と数値目標を示しました。

さらに、平成18年3月には、国が示した指針に基づき、行政改革大綱の再編と併せて八尾市集中改革プラン<sup>(※)</sup>(以下、「集中改革プラン」という。)を策定し、歳出内容の見直しや職員定数の削減による人件費の抑制など、財政状況の改善に向けた行財政改革に取り組んできました。

## 2. 八尾市行財政改革プログラムの推進

### (1) 八尾市行財政改革プログラムの策定の経過

本市では、平成13年度以降、第4次総合計画に掲げる将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現に努めてきたところですが、平成19年度のマニフェスト<sup>(※)</sup>を掲げた市長選挙以降、市長マニフェストにおける基本姿勢の実現をめざして、市政運営を行うことが求められるようになりました。

このような背景のもと、本市では、持続可能な自治体経営をめざして、平成19年度から平成22年度を推進期間とする八尾市行財政改革プログラム(以下、「行財政改革プログラム」という。)を策定し、さらなる行財政改革に取り組むこととしました。策定にあたっては、市長の強いリーダーシップのもと、「トップダウン」と「ボトムアップ」の両輪により行財政改革を推進していくために、各部局・各所属への行政改革推進員<sup>(※)</sup>の配置、約800に及ぶ事務事業の総点検を実施し、9つの庁内ワーキンググループの設置による横断的な課題の検討などを進めました。

### (2) 八尾市行財政改革プログラムに基づく行財政改革

行財政改革プログラムでは、3つの推進目標である「市民とともに歩む」、「市役所が変わる」、「公共サービスを変える」のもと取り組みを体系化し、「新たな八尾のまちづくり」に向けた持続可能な行政運営の確立と、第4次総合計画及び市長マニフェストにおける基本姿勢の実現化をめざしてきました。また、八尾市行財政改革アクションプログラムでは、各取り組みの内容とスケジュールを明らかにし、各年度における進捗状況の把握を行うとともに、社会経済情勢を踏まえ改定を行ってきました。

行財政改革プログラムの推進期間中には、市長を本部長とする行財政改革推進本部と各部局行財政改革推進会議を設置し、各部局における行財政改革の取り組みに係る検討・推進を円滑に行っていくため、各部局・課・係単位で行政改革推進員を設置したほか、職員がトップの市政に対する思いを知る機会をつくとともに、職員の行財政改革に対する意識や仕事へのモチベーション<sup>(※)</sup>を高めていくことが不可欠であることから、市長と各課・各係行政改革推進員との間で、行財政改革をテーマとした懇談会を実施してきました。さらに、取り組みに時間や予算、調整を要するような「改革」だけでなく、創意・工夫により仕事の仕方やしぐみをすぐに変更していく「改善」の取り組みとして、全庁的業務改善運動（やおちょい変え運動）を実施し、取り組みの定着と改善事例の情報共有を図りました。また、推進期間における職員の改革意識の醸成状況と行財政改革の進捗に対する意識を把握するため、毎年度において全職員に対する職員アンケートを実施しました。

## Ⅱ. これまでの取り組みにおける成果と現状の課題

### 1. 八尾市行財政改革プログラムの取り組みにおける成果と課題

#### (1) 八尾市行財政改革プログラムの取り組みにおける成果と課題

平成 19 年度に策定した行財政改革プログラムの推進においては、著しい環境の変化や厳しい財政状況下にあっても、財政の健全化のみならず、市民サービスの向上を図るために、市民参加を基軸としながら知恵と工夫によって「新たなまちづくり」を進めていくことをめざして取り組んできました。また、持続可能な行政運営の確立と、第 4 次総合計画及び市長マニフェストの実現化のため、「市民とともに歩む」、「市役所が変わる」、「公共サービスを変える」の 3 つの推進目標を設定し、行財政改革プログラムに基づき取り組むとともに、施策の推進においても、既存の手法や考え方に捉われず、改革の視点を持ちながら、取り組みを進めてきたところです。特に、「市役所が変わる」は、取り組み率が 89.6%と 3 つの推進目標の中で最も高い取り組み率となっており、職員や組織についての改革を進めてきたところです。

一方、取り組み全体における平成 22 年度までの取り組み率は 87.4%で、そのうち、推進期間における財政効果額の累計は約 84 億円となっており、目標額との差は 1 億 2 千 8 百万円となっています。

今後、第 5 次総合計画で示す本市の地域特性と市民ニーズに的確に対応した施策、個性あふれる取り組みを積極的に展開し、市民サービスを充実させていくためには、人材、ネットワーク、知識、設備や物、財源をはじめ、様々な資源を生み出すことが求められます。本市が、このような資源を生み出していくには、新たなことを創造・実行し、さらに発展させる力を蓄えていく必要がありますが、こうした力を強化し、市民から「八尾に住んでよかった」と思われる都市としてさらに成長していくために、今後も引き続き、市民の協力や理解を得ながら、計画的な行財政改革の推進に努めていくことが求められています。

#### ①市民とともに歩む

第 4 次総合計画に掲げる将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」に基づく「住みつけたいまち」を実現するため、市民と行政が共通の目標に向かって、それぞれの役割分担を明確にしながら、協働の取り組みを進めていくという考え方に立ち、「市民とともに歩む」という目標を掲げ、市民ニーズに応えるための行政サービスの利便性向上の取り組みや、市民参画・協働の推進、透明性の高い自治体経営を行うための情報公開の充実などに取り組んできました。

また、平成 23 年 4 月から始まる第 5 次総合計画の策定においては、八尾市民意識調査及び元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会<sup>(※)</sup>並びに市民意見提出制度<sup>(※)</sup>を実施するとともに、「八尾市の未来を語るタウンミーティング<sup>(※)</sup>」や「地域別計画<sup>(※)</sup>意見交換会」を実施するなど、積極的に市民や地域とともにまちづくりを考える取り組みを進めてきました。これらの取り組みは、本市がこれまでに培ってきた市民・地域との関わりを大切にしながら進めてきたところですが、今後、一層、密接な協力関係を築きながら、行政のあり方の見直しを進めるなど、さらなる行財政改革に取り組むことが求められます。

#### ◆「市民とともに歩む」の主な取り組み

- 「行政は最大のサービス産業」、「親切・丁寧な市役所づくり」をめざした窓口サービスの充実など行政サービスの利便性向上
- 市民参画・市民との協働の推進
- 市民にわかりやすく透明性の高い自治体経営をめざした情報公開の充実
- 行政の透明性の確保や公正性の確保に向けた行政評価<sup>(※)</sup>の定着、公会計の整備
- 外部監査をはじめ第三者の視点による点検

## ②市役所が変わる

市民とともに行財政改革を進めていくためには、職員や組織といった市役所の内部が変わらなければならないという考え方に立ち、「市役所が変わる」という目標を掲げ、研修の充実、知識・技術の継承のしくみづくり、行財政改革に対する意識の温度差の解消、組織機構の見直し、定員管理の適正化、職場会議の充実などの行財政改革を進めてきました。

今後、地域分権の推進、地域自治の基盤づくりや地域コミュニティの活性化を図っていくためには、地域の課題を市民とともに解決できる職員を育成するとともに、元気な組織、活気のある組織をつくっていくことが必要であるため、これまでの取り組みを継続していくことが求められます。また今後、職員の意識改革に加えて、様々なリスクや課題に的確に対応できる組織力の強化に係る取り組みも進めていく必要があります。

### ◆「市役所が変わる」の主な取り組み

- 「市民に信頼される職員」、「行動する職員」など分権型社会に相応しい職員の育成に向けた研修の充実
- 知識・技術の継承のしくみづくり
- 職員の行財政改革に対する意識の温度差を解消するための取り組み
- 人事評価制度や昇任審査制度の見直し
- 各種手当をはじめ給与等の勤務条件の見直し
- 福利厚生制度の見直し
- 組織の肥大化への留意と市民にわかりやすい組織の実現を目指した組織機構の見直し
- 定員適正化計画に基づく職員の定員管理の適正化
- 複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するための職場会議の充実

## ③公共サービスを変える

市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意欲が高まる一方、増加する業務量や財政状況の悪化などから、これまで実施していた公共サービスを継続していくことや、新たな市民ニーズに対応した公共サービスを提供することが困難となっていることから、「公共サービスを変える」という目標を掲げ、市の関与の見直しや各種公民協働手法の活用推進、市立病院においては、地方公営企業法の全部適用へ移行するとともに、PFI<sup>(※)</sup>事業者との協力関係を強化しながら全職員が一丸となって病院改革プランを推進し経営基盤の強化を図るなどの行財政改革を進めてきました。

また、本推進目標のうち、「サービス実施主体の見直し」における取り組み率は、70.8%と最も低い比率となっているものの、体系別目標効果額でみると、累計効果額は目標額と比較し8百万円上回っています。このような状況から、ノウハウや知識・技術を有する様々な活動主体が市に代わって業務を担える事務事業について、積極的に公民協働手法を活用することにより、サービスの質を高めるだけでなく、財政面での二次的な効果も得られるため、今後も引き続き、見直しを進めていくことが求められます。

今後、第5次総合計画のもとで、本市の特性にあった事務事業を積極的に展開していくため、最少の費用で最大の効果が得られるような行政運営に努めるだけでなく、市民、地域、事業者、団体、近隣の都市など、様々な活動主体と連携・協働しながら、より質の高い公共サービスの提供ができるよう、引き続き、取り組むことが求められます。

### ◆「公共サービスを変える」の主な取り組み

- 行政関与の必要性と基準<sup>(※)</sup>を再整理し、「八尾市版公共サービス分類」への考え方の反映
- 公民協働<sup>(※)</sup>手法の活用に向けた基本方針及びガイドラインの策定
- 提案型公共サービス実施制度<sup>(※)</sup>のモデル実施、外部委託の推進、直営施設における指定管理者制度<sup>(※)</sup>の導入
- 事務事業の見直しや事務の効率化
- インセンティブ予算<sup>(※)</sup>の導入など予算編成手法の見直し
- 広告事業の推進や受益者負担の見直しなどの自主財源の確保
- 外郭団体<sup>(※)</sup>の自立化・安定化に向けた見直し
- 公営企業等<sup>(※)</sup>の経営健全化

《行財政改革アクションプログラム体系別取り組み状況》

大分類	中分類	小分類	項目数	取り組み内容		取り組み率
				全体	取り組み数	
<b>市民とともに歩む</b>			<b>37</b>	<b>57</b>	<b>48</b>	<b>84.2%</b>
<b>10 市民ニーズに応える</b>			<b>25</b>	<b>36</b>	<b>31</b>	<b>86.1%</b>
1010 行政サービスの利便性向上			15	26	22	
1020 市民参画・市民との協働の推進			10	10	9	
<b>20 自治体経営が見える</b>			<b>12</b>	<b>21</b>	<b>17</b>	<b>81.0%</b>
2010 市政情報の公開			4	7	7	
2020 行政評価の定着と活用			2	8	6	
2030 公会計の整備			3	3	2	
2040 第三者の視点による点検			3	3	2	
<b>市役所が変わる</b>			<b>15</b>	<b>48</b>	<b>43</b>	<b>89.6%</b>
<b>30 職員が変わる</b>			<b>10</b>	<b>31</b>	<b>29</b>	<b>93.5%</b>
3010 職員の資質向上・意識改革			5	17	17	
3020 人事評価の改革と職員の適正配置			1	3	2	
3030 給与等の勤務条件の見直し			3	8	7	
3040 福利厚生制度の見直し			1	3	3	
<b>40 組織が変わる</b>			<b>5</b>	<b>17</b>	<b>14</b>	<b>82.4%</b>
4010 組織機構の見直し			2	10	7	
4020 職員の定員管理の適正化			1	3	3	
4030 組織の活性化			2	4	4	
<b>公共サービスを変える</b>			<b>108</b>	<b>236</b>	<b>207</b>	<b>87.7%</b>
<b>50 サービス実施主体の見直し</b>			<b>9</b>	<b>24</b>	<b>17</b>	<b>70.8%</b>
5010 市の関与の見直し			2	2	2	
5020 公民協働手法の活用			7	22	15	
<b>60 行財政の健全化</b>			<b>99</b>	<b>212</b>	<b>190</b>	<b>89.6%</b>
6010 事務事業の見直し			24	32	26	
6020 事務の効率化			15	18	18	
6030 ITの活用			6	6	5	
6040 予算編成手法の見直し			3	4	3	
6050 補助金の見直し			2	2	2	
6060 自主財源の確保			14	36	31	
6070 外郭団体の見直し			15	80	79	
6080 公営企業等の経営健全化			20	34	26	
<b>合 計</b>			<b>160</b>	<b>341</b>	<b>298</b>	<b>87.4%</b>

《プログラム体系別目標効果額》

(単位:百万円)

大分類	中分類	計画期間							計画期間合計効果額	
		平成9年度	平成9年度 決算	平成20年度	平成20年度 決算	平成21年度	平成21年度 決算	平成22年度	当初	平成21年度 決算反映後
市民とともに歩む	市民ニーズに対応	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自治体経営が見える	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市役所が変わる	職員が変わる	0	0	106	73	149	450	127	382	650
	組織が変わる	554	519	540	683	530	389	570	2,194	2,161
公共サービスを変える	サービス実施主体の見直し	0	0	23	23	43	51	63	129	137
	行政の健全化	988	1,110	1,115	874	1,758	1,506	1,940	5,801	5,430
合計		1,542	1,629	1,784	1,653	2,480	2,396	2,700	8,506	8,378
当初見込みと実績値の比較		-	87	-	▲131	-	▲84	-	-	▲128

《中期財政見通し項目別効果額》

(単位:百万円)

項目/年度	計画期間									計画期間合計効果額	
	平成9年度	平成9年度 決算	中期財政見通し期間						当初	決算 反映後	
			平成20年度	平成20年度 決算	平成21年度	平成21年度 決算	平成22年度	小計			小計決算
財政健全化方策による効果額(1)	988	1,110	1,244	970	1,950	2,007	2,130	5,324	5,107	6,312	6,217
歳入の改善	308	509	543	306	533	348	682	1,758	1,336	2,066	1,845
市税等の増徴率の向上	80	218	44	1	44	1	44	132	46	212	264
受益者負担率の徹底	8	6	26	22	383	192	386	795	600	803	606
未利用地の有効活用	219	283	330	141	98	143	244	672	528	891	811
その他の自主財源	1	2	143	142	8	12	8	159	162	160	164
行政の効率化とスリム化	680	601	701	664	1,417	1,659	1,448	3,566	3,771	4,246	4,372
事務事業の見直し等	292	294	191	174	553	565	576	1,320	1,315	1,612	1,609
人件費総額の抑制			110	80	153	459	131	394	670	394	670
公費の見直し	67	75	5	5	18	27	14	37	46	104	121
投資経費の見直し	49	36	5	0	200	121	250	455	371	504	407
外埠団体の見直し	121	72	148	188	210	233	211	569	632	690	704
公営企業等の経営健全化	151	124	242	217	283	254	266	791	737	942	861
集中改革プラン実施による人件費効果額(2)	554	519	540	683	530	389	570	1,640	1,642	2,194	2,161
合計(1)+(2)	1,542	1,629	1,784	1,653	2,480	2,396	2,700	6,964	6,749	8,506	8,378
当初見込みと実績値の比較	-	87	-	▲131	-	▲84	-	-	▲215	-	▲128

※ 平成20年度以降の効果額については、ともに平成19年度当初計画額を基点として試算。

## (2) 市民意識調査・職員アンケートの結果における成果と課題

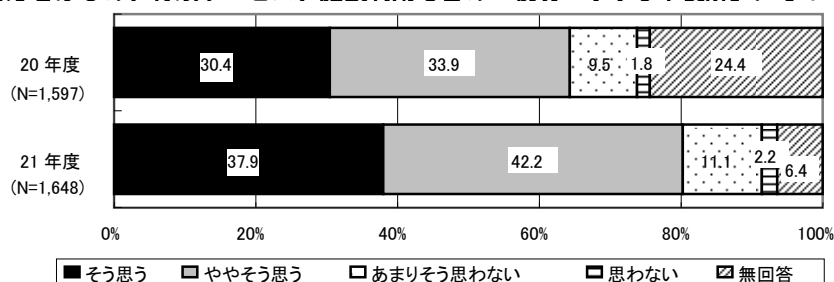
### ①窓口ふれあいアンケート・市民意識調査における成果と課題

親切丁寧な市役所づくりをめざして取り組む中、平成 20 年度及び平成 21 年度において本庁舎に来庁された市民に対して「窓口ふれあいアンケート」を実施しました。

本アンケートの「親切丁寧な市役所」に関する項目で、平成 20 年度及び平成 21 年度の肯定的意見を比較すると 2 割程度増加しているのは、窓口などで市民対応する職員の意識が変化したことによるものと考えられます。また一方、市民の意識や地域での活動状況などを把握するために実施した「市民意識調査」においては、「居住する地域における住民のまちづくり活動の状況」に関する項目で、「活発」との回答が約 2 割と低い比率となっています。この結果から、市民の自治への参加意欲を高め、地域力を向上させる取り組みが必要となっています。

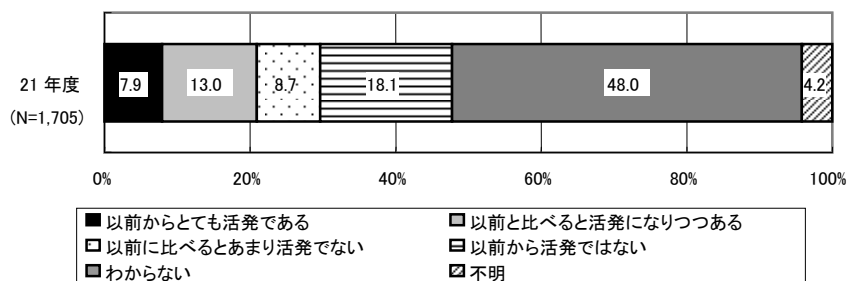
#### ●窓口ふれあいアンケートにおける主な特徴

『窓口対応をはじめ、行政サービス、施設利用も含め「親切・丁寧な市役所」になっていますか。』



#### ●八尾市民意識調査における主な特徴

『お住まいの地域では、住民によるまちづくり活動が活発に行われていますか』



### ②行財政改革に関する職員アンケートにおける成果と課題

平成 19 年度から、全職員を対象とした職員アンケートを毎年度実施し、職員の行財政改革に対する意識改革や取り組みの推進状況などの把握に努めてきました。

八尾市のイメージに関する調査では、市民からの信頼に関する項目の肯定的意見が多く、市民の声の反映や市民との協働に関する項目の肯定的意見の回答率も年々多くなっています。このような結果が得られたのは、窓口などでの親切丁寧な対応の推進、「八尾市の未来を語るタウンミーティング」、地域別計画意見交換会などの実施、市ホームページの充実に努めてきたことによるものと考えられます。

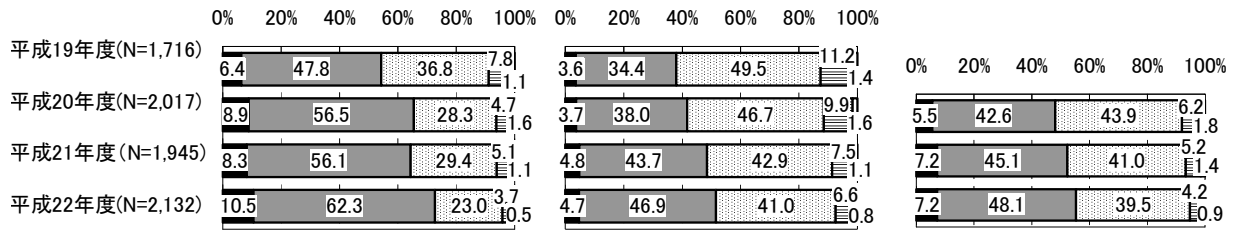
また、「これまでの行財政改革による効果」については、約 6 割の職員が概ね効果が上がったと回答し、「今後の行財政改革の必要性」については、83.8%の職員が概ね必要と回答しています。これは、全庁的業務改善運動（やおちよい変え運動）や市長との懇談会、各職場における行政改革推進員の取り組みなど様々な機会を捉えて、日々の改善・改革が大きくなるとして、本市の行財政改革に繋がることを繰り返し周知してきたことによるものと考えられます。今後も引き続き、年齢・階層・職種に応じた行財政改革に関する研修や講演会を実施するほか、各種行財政改革の取り組みの検討・推進に職員の参画を進めるなど職員の理解促進に努め、行動する職員、積極的に課題解決に挑む組織づくりを進める必要があります。

## ●平成22年度八尾市職員アンケートにおける主な特徴

●八尾市は市民から信頼されていると思う

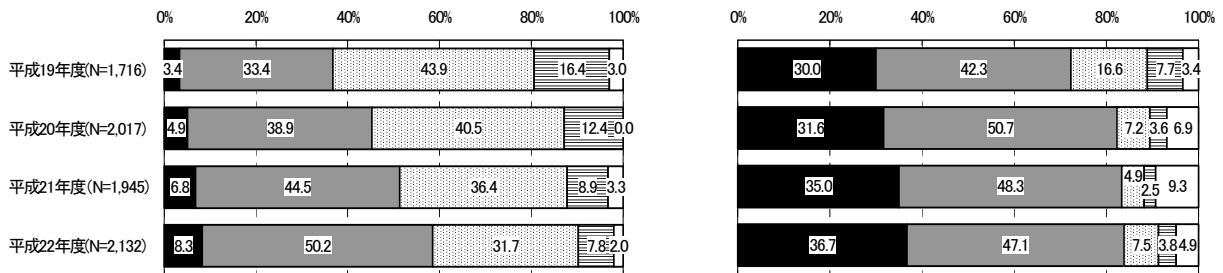
●市民の声は市政に大いに反映されていると思う

●八尾市は市民との協働が進んでいると思う



●これまでの行財政改革の取り組みにより、効果が上がっていると思いますか

●行財政改革は引き続き実施していくべきだと思いますか

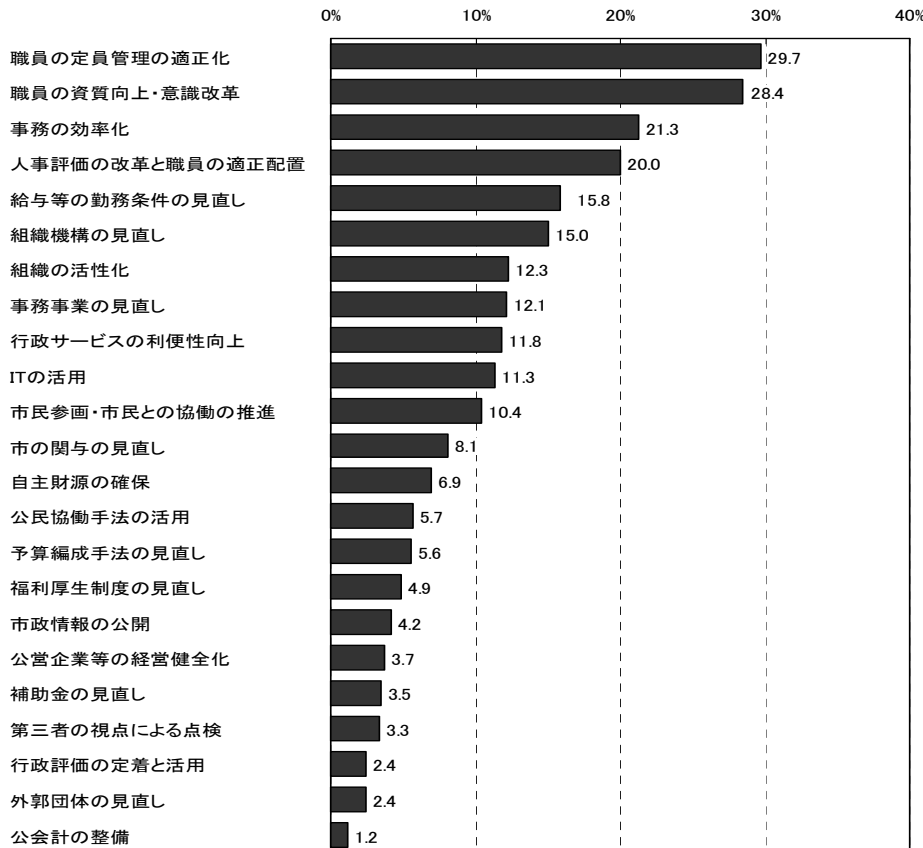


■ そうである  
 □ どちらかといえばそうではない  
 □ 不明・無回答

■ どちらかといえばそうである  
 □ そうではない

●今後どのような点に重点を置いた行財政改革を実施すべきであるとお考えですか。

N=1,072



### ③市民意識調査・職員アンケートにおける今後の課題

窓口ふれあいアンケート・市民意識調査、行財政改革に関する職員アンケートの結果から、「親切丁寧な市役所」であるという市民の割合が増加していることが、職員の「市民から信頼されている」という実感を強めることとなっており、職員の仕事への自信や誇り、さらには組織の活性化に結びつくものと考えられます。また一方で、協働の進捗や地域における活動の活発度に関する項目では、両者の回答率は乖離がみられました。こうした結果を踏まえ、市民の立場に立った親切丁寧な対応や窓口サービスの充実など行政サービスの利便性向上の取り組みは今後も引き続き、進めるとともに、市民・団体・事業者などが活躍できる場や機会の提供、しくみづくりに、より一層努めることが必要となっています。

こうした状況のもと、第5次総合計画に基づくまちづくりにおいては、一人ひとりの市民、団体や事業者などあらゆる活動主体や、自然・文化・産業など多彩な地域資源の「元気」を引き出しながら、八尾の良さが最大限発揮できる「新しい河内の八尾」の実現をめざしていきます。このような特色あるまちづくりを進めるため、あらゆる分野において地域との協働を推進していくにあたっては、効率的な行政運営に努めるだけでなく、職員のやる気と活気がみなぎる組織づくりや、職員同士あるいは地域、近隣都市との良好な協力関係を築くことができる人材育成や環境整備が進むよう、組織風土の改革により一層努めながら、行財政改革に積極的に取り組むことが必要です。

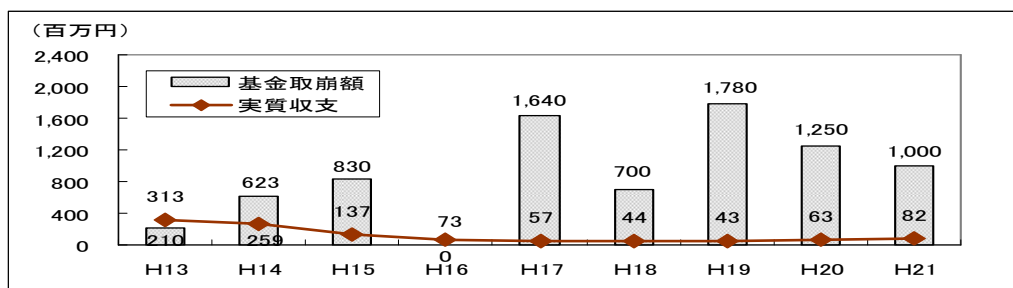
## 2. 八尾市の財政状況

わが国の景気は、平成20年2月に行財政改革プログラムを策定した時期と比較し、回復のテンポは遅く、本市の歳入の根幹である市税についても、景気の低迷を受け、減少するなど厳しい財政環境が続いています。そうした中であっても、行財政改革プログラムの着実な実施により、財政面では、平成19年度と平成21年度の財政構造を比較すると改善の傾向が見られ、財政状況の悪化には一定の歯止めがかかりつつあります。

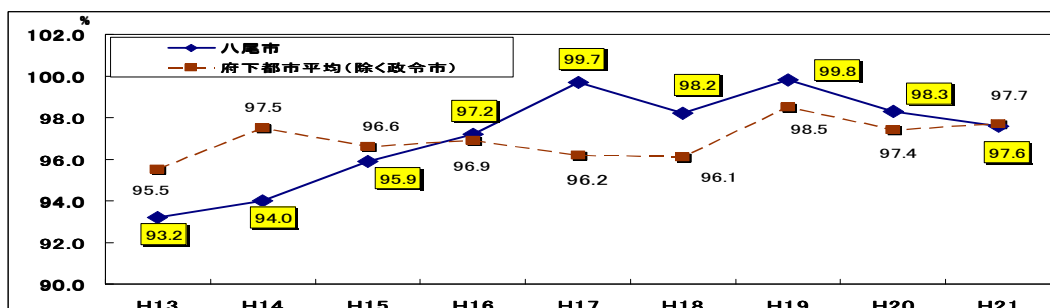
まず、財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率<sup>(※)</sup>は、平成19年度の99.8%から平成21年度には97.6%と2.2ポイント良化し、平成21年度における大阪府下の都市平均97.7%を0.1ポイント下回り、平成15年度以来、6年ぶりに大阪府下の都市平均を下回りました。将来世代への負担となる市債の残高（臨時財政対策債<sup>(※)</sup>を除く）については、平成19年度の617億5千9百万円から平成21年度には557億1千5百万円へと60億4千4百万円圧縮し、公債費比率<sup>(※)</sup>（公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合）も平成19年度の12.6%から平成21年度には11.4%へと1.2ポイント良化しています。また、実質赤字比率（一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）や連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）も黒字を堅持しています。一方、実質収支<sup>(※)</sup>は黒字を維持しつつも、公共公益施設整備事業や施設の大規模修繕などに充当する公共公益施設整備基金<sup>(※)</sup>を取り崩し、残高が平成19年度の38億8千9百万円から平成21年度には16億8千3百万円と22億6百万円減少していますが、各年度の基金取崩額は、平成19年度の17億8千万円から平成20年度には12億5千万円に、さらに平成21年度には10億円へと年々減少しており、また、財政調整基金は、この間取り崩しがなく、収支は改善してきています。

このように、これまでの行財政改革の推進により、財政構造を示す指標や数値はおおむね改善傾向を示していますが、今後も引き続き、行財政改革に取り組む必要があります。

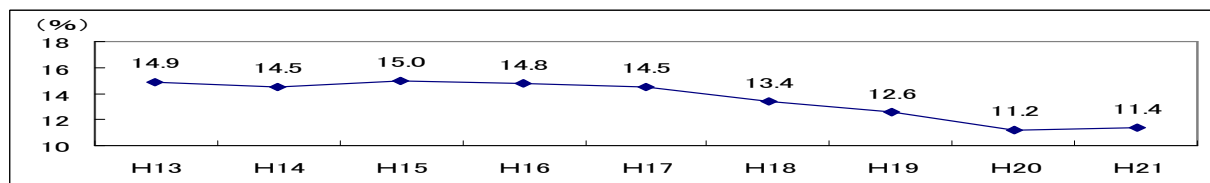
基金取崩額と実質収支



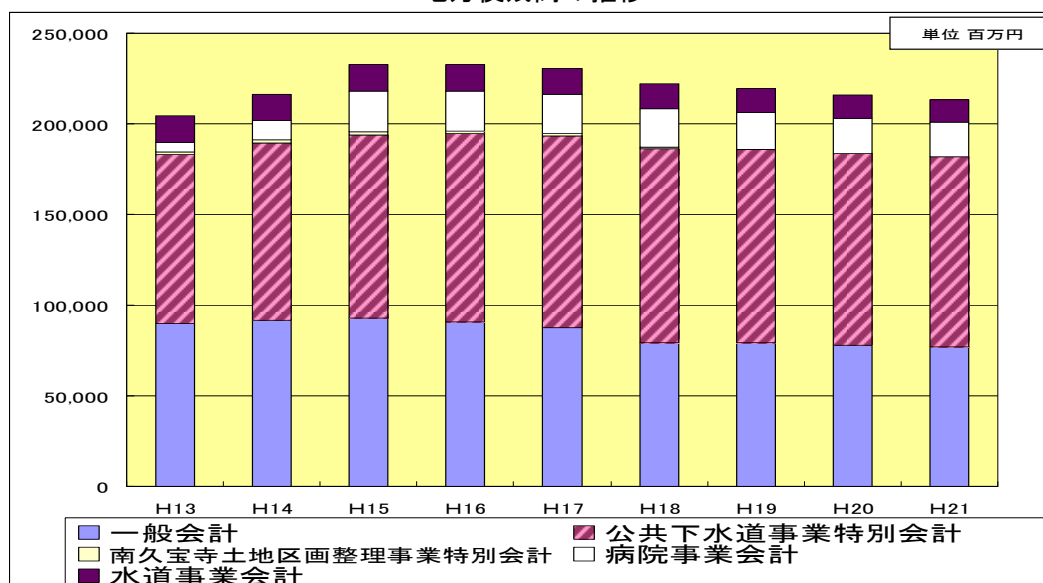
経常収支比率の推移



公債費比率の推移



### 地方債残高の推移



(単位 百万円)

会計/年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般会計	89,701	91,741	92,732	90,806	87,791	79,366	79,192	77,675	76,909
臨時財政対策債以外	88,720	88,522	84,944	79,730	74,244	63,644	61,759	58,848	55,715
臨時財政対策債	981	3,219	7,788	11,076	13,547	15,722	17,433	18,827	21,194
公共下水道事業特別会計	93,315	97,728	101,267	103,717	105,769	106,729	106,622	105,948	104,876
南久宝寺土地区画整理事業特別会計	1,649	1,547	1,445	1,343	1,241	1,139			
病院事業会計	5,163	10,725	22,657	22,357	21,766	21,165	20,519	19,662	18,953
水道事業会計	14,804	14,761	14,541	14,361	14,156	13,852	13,020	12,823	12,722
合計	204,632	216,502	232,642	232,584	230,723	222,251	219,353	216,108	213,460

#### ●健全化判断比率 (※)

項目	19年度	20年度	21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (0.08%の黒字)	— (0.12%の黒字)	— (0.15%の黒字)	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	— (4.27%の黒字)	— (5.12%の黒字)	— (5.53%の黒字)	16.25%	40.00%
実質公債費比率	7.4%	6.8%	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	83.1%	82.6%	79.6%	350%	

#### ●資金不足比率

会計名	19年度	20年度	21年度	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	— (0.1%の黒字)	— (0.0%の黒字)	— (0.4%の黒字)	20%
病院事業会計	— (5.3%の黒字)	— (4.6%の黒字)	— (10.6%の黒字)	20%
水道事業会計	— (34.1%の黒字)	— (40.3%の黒字)	— (46.0%の黒字)	20%

### 3. 定員適正化の状況

行政改革大綱の重点項目として、職員の定員適正化の推進を位置づけ、平成13年度から5年間（平成14年4月から平成18年4月まで）で100人を削減する定員適正化計画（※）を策定し、結果として101人の職員数を削減（1年前倒しで実施済み）しました。

平成18年3月には、集中改革プランに基づく第二次定員適正化計画を策定し、平成22年4月1日までに、職員を112人（4.6%）純減とする目標値を設定し、定員の適正化に取り組んできました。取り組みの結果、目標値を96人上回る208人の純減（△8.6%）となり、平成17年度と平成21年度を比較して人件費は約11億円減少しました。

しかしながら、社会経済情勢の急激な変化、多様な市民ニーズへの対応、地方分権改革などにより業務量は増大しています。このような状況の中、定員の適正化にあたっては、外部委託の推進や多様な任用形態の人材の活用などを進めることにより市民サービスが低下することのないようにしており、また、医療職など市民の安心・安全に直接かかわる部門の職員体制は強化・充実させるなど、メリハリの効いた適切な職員配置となるよう努めてきました。

今後とも各部門の業務の状況を十分精査しながら、引き続き、職種に応じた適正配置に努めることが求められます。

#### ●部門別職員数の推移（平成22年度定員管理調査より）

	職員数（人）					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
議 会	14	15	15	15	15	15
総 務	266	262	263	292	288	294
税 務	81	81	81	77	75	75
労 働	3	3	3	2	3	2
農林水産	8	8	8	7	7	6
商 工	11	11	13	14	16	16
土 木	204	198	190	179	170	163
民 生	397	388	372	360	335	313
衛 生	261	257	251	236	226	223
一般行政部門計	1,245(22)	1,223(17)	1,196(23)	1,182(47)	1,135(54)	1,107(62)
教 育	311	281	278	243	233	211
消 防	234	234	232	236	243	242
特別行政部門計	545(4)	515(3)	510(6)	479(7)	476(10)	453(18)
病 院	370	395	404	426	426	429
水 道	126	120	112	106	105	98
下水道	70	69	66	64	59	57
その他	60	65	62	58	63	64
公営企業等 部門計	626(10)	649(8)	644(12)	654(17)	653(16)	648(18)
総合計	2,416(36)	2,387(28)	2,350(41)	2,315(71)	2,264(80)	2,208(98)
対前年度増減	—	△29(△8)	△37(13)	△35(30)	△51(9)	△56(18)

※職員数は各々、4月1日現在の職員数。なお、（ ）は、再任用短時間勤務職員数で、職員数には含まず。

#### ●人件費総額の推移

（単位：百万円）

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全会計	26,618	26,801	27,597	26,115	25,519
内 一般会計	20,019	20,092	21,017	19,288	18,569
特別会計	1,121	1,183	1,090	1,055	1,053
訳 企業会計	5,479	5,527	5,491	5,772	5,898

## Ⅲ. 行財政改革推進の必要性

### 1. 個性あふれる施策推進を支えるための行財政改革

#### (1) これまでの本市の取り組みから求められるもの

本市では、これまで行財政改革プログラムの3つの推進目標をめざして、市民サービスの向上に係る行財政改革とともに、職員の意識や組織の見直しなど行政内部の改革、事務事業や仕事のあり方を見直しによる公共サービスの改革など、あらゆる角度から取り組みを進めてきました。

前章に記載している行財政改革プログラムの推進における成果と課題を踏まえると、職員の意識改革など一定の成果が得られた取り組みについては、今後、事務事業を行う中で、通常の業務、実施手法として取り組んでいくとともに、新たな目標設定を行いながら、さらなる行財政改革に努めることが必要です。また、行政サービスの利便性向上や公民協働手法の活用、自主財源の確保など、今後もその充実に向けて、継続的に取り組む必要があるものについては、行財政改革プログラムを推進してきた中での課題整理を行いながら、引き続き、取り組む必要があります。

また、今後の行財政改革の推進にあたっては、“持続可能な行政運営”を維持するとともに、本市の地域特性や市民ニーズに対応した施策推進、個性あふれる取り組みを積極的に展開するための行財政改革を市民の協力・連携、理解を得ながら、計画的に推進していく必要があります。

#### (2) 今後求められる行財政改革の方向性

社会経済情勢などの急激な悪化により、本市においても市税収入の落ち込みと社会保障関係経費の増大は避けられない状況となっています。これまで、行財政改革を推進する中で、事務事業の見直しや人件費総額の見直しなどに取り組んできたことにより、事業費や人件費の抑制を図ってきたものの、本市を取り巻く情勢を考慮すると、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

特に、平成17年度から平成21年度においては、集中改革プランに基づき職員数の削減を進めてきましたが、今後も引き続き、効率的で機能的な組織・人員体制の構築や知識・技術の継承を図るための取り組みが必要となっています。

また、「大阪発“地方分権改革”ビジョン<sup>(※)</sup>」に基づき、本市においても、平成22年度から平成24年度に38事務の権限を大阪府から移譲を受けることとしたところですが、さらに大きな動きとして、国が示す「地域主権戦略大綱<sup>(※)</sup>」に基づき国と地方の関係に係る様々な見直しが進められることとなっています。今後、地方分権のさらなる推進により、基礎自治体が担うべき役割と責任の範囲が拡大される中で、多様な市民ニーズや地域ニーズを把握し、選択と集中により戦略的に施策を推進していくことが求められています。

さらに、地域コミュニティのあり方が変化する中、地域活動や市民活動に取り組んできた多様な活動主体が、各々の活動を通じて公共サービスを担う力を蓄えてきており、こうした活動主体と行政が連携・協働しながら、それぞれの役割を担っていく「新しい公共」を形成する動きが全国各地で広がりを見せつつあります。

本市においては、人と人とのつながりの良さや気さくで面倒見がよい河内の人の気質と伝統を受け継ぎ、住民の自治を育む風土を土壌とした地域に根ざした多様な団体が活発に活動していることが「八尾の魅力」の一つであり、環境、防災や福祉など様々な分野でNPO<sup>(※)</sup>や市民グループなどの活動も活発に行われています。今後、本市の地域特性とこれまで培ってきた市民・地域とのつながりを最大限に活かしながら、行政としての責務をしっかりと果たしつつ、これらの多様なまちづくりの担い手の創意工夫と元気が発揮できるまちづくりのしくみを充実させ、連携・協働していくことが求められています。

このような様々な状況の変化に加え、人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行により、基礎自治体に求められる役割が多様になる中、これまでの行財政改革の推進だけでなく、施策の目的に対する成果を向上させるとともに、人のつながりや心の豊かさを誰もが実感できる都市の実現に向け、市民の幸福度や生活満足度などの向上が求められています。そのため、地方分権の進展で自治体に求められる「地域課題への対応能力」、「政策を進めるための立案・立法能力」、「自己決定・自己責任能力」、「市民との連携・協働のまちづくりを進める能力」と「地域力」の向上を図りながら、市の仕事のやり方、しくみ、制度などの見直しを引き続き、行っていくことが重要となっています。

また、市民に信頼される最も身近な基礎自治体として、市の責任を果たしながら、今後も引き続き、質の高い公共サービスを提供していくために、これまで推進してきた行財政改革プログラムの推進期間が終了した後も、行財政改革を引き続き、進める必要があります。

## 2. 中期財政見通し（一般会計：平成23年度から平成26年度まで）

平成19年度から「行財政改革プログラム」に基づき、歳入歳出両面にわたり財源確保に取り組んできた結果、各年度における基金の取崩し額は年々減少してきており、財政調整基金はこの間取崩しがなく、収支の改善が図られました。しかしながら、今後の財政見通しは東日本大震災の影響により税収や地方交付税<sup>(※)</sup>などの歳入の見通しが不透明さを増す中で、歳出面では公共施設の耐震化事業などによる投資的経費に加え、扶助費（生活保護費など）、特別会計への繰出金などの伸びが見込まれます。


平成23年度から平成26年度までの中期財政見通しでは、このまま対策を講じなければ4年間の累計で約69億円の財源不足が見込まれます。その財源不足を財政調整基金と公共公益施設整備基金から取り崩して補てんとすると、平成26年度末には財政調整基金の残高が約5億円となりほぼ枯渇してしまいます。

(単位：百万円)

科 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入	市税	38,579	37,755	37,442	37,292	37,275
	譲与税・交付金	4,271	4,191	4,308	4,308	4,308
	地方交付税	10,520	10,825	11,373	11,485	11,498
	国庫・府支出金	23,766	25,561	26,386	26,878	27,141
	繰入金	300	404	300	300	300
	市債	7,903	8,388	10,238	9,142	8,542
	うち退職手当債	1,000	1,000	1,000	0	0
	うち臨時財政対策債	5,296	4,300	4,300	4,300	4,300
	その他	5,370	5,350	5,267	5,267	5,267
	合計(A)	90,709	92,474	95,314	94,672	94,331
出	義務的経費	52,430	54,009	54,577	54,777	55,326
	人件費	18,155	18,264	18,238	17,823	17,718
	扶助費	25,824	27,240	27,669	28,107	28,554
	公債費	8,451	8,505	8,670	8,847	9,054
	一般行政経費	31,462	32,748	32,250	32,457	32,667
	うち物件費	10,294	11,140	10,626	10,626	10,626
	うち補助費等	6,854	7,055	6,936	6,936	6,936
	うち繰出金	13,324	13,584	13,788	13,995	14,205
	投資的経費	5,825	6,539	9,734	9,881	8,726
	合計(B)	89,717	93,296	96,561	97,115	96,719
歳入歳出差引額(C)=(A)-(B)	992	▲ 822	▲ 1,247	▲ 2,443	▲ 2,388	
翌年度へ繰越すべき財源(D)	134					
基金の活用(E)	0					
実質収支(C)-(D)+(E)	858	▲ 822	▲ 1,247	▲ 2,443	▲ 2,388	
H23～H26までの累積赤字額(ア)						▲ 6,900

※歳入歳出とも借換債を除く。

※平成22年度については、決算見込み。

項目/年度	平成22年度	基金取崩し可能額
年度末基金残高	6,936	H22年度末見込み 6,936百万円(イ) H23～26年度の利子等積立金 482百万円(ウ)
財政調整基金	5,038	 (ア)+(イ)+(ウ)= 518百万円 ⇒H26年度末で基金がほぼ枯渇する
公共公益施設整備基金	1,898	

## 【中期財政見通し推計方法】

## (歳入)

- (1) 市税  
税制改正及び過去の実績などを加味し、各種の景気統計調査を参考にしながら、それぞれの税目ごとに見込む。
- (2) 地方交付税  
基準財政需要額<sup>(※)</sup>及び基準財政収入額<sup>(※)</sup>をそれぞれ見込む。
- (3) 国・府支出金  
平成22年度見込みにおける制度を基礎に、歳出事業費に連動して見込む。
- (4) 市債  
市債発行額は、主に投資的経費の充当財源として、今後予定されている事業や充当率により見込む。また、退職手当債については平成23年度及び平成24年度で10億円ずつを見込み、臨時財政対策債については、現行制度が維持されるものとして見込む。

- (5) その他  
直近3ヵ年の実績などを勘案しながら見込む。

(歳出)

- (1) 人件費  
職員数は権限移譲などによる増員を見込む。  
平成22年度をベースに定期昇給を見込むが、人事院勧告(※)は加味しない。  
退職手当については、定年退職者に加えて、早期退職者は、過去の実績をもとに見込む。

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26
職員数(人)	1,643	1,681	1,715	1,715
退職手当	2,340	2,016	1,410	1,922

- (2) 扶助費  
生活保護費をはじめ保育所運営経費や障がい者・高齢者福祉など、制度ごとに今後の伸率を推計して見込む。
- (3) 公債費  
既発行債の元利償還金を基礎に、今後、発行見込みの市債の償還金を加算する。
- (4) 物件費  
直近3ヵ年の実績などを勘案しながら見込む。
- (5) 繰出金  
過去の実績を勘案の上、今後の伸び率を推計して見込む。
- (6) 投資的経費  
今後予定されている主な事業及び継続的に実施している事業を見込む。

主な投資的事業(平成23年度～平成26年度)

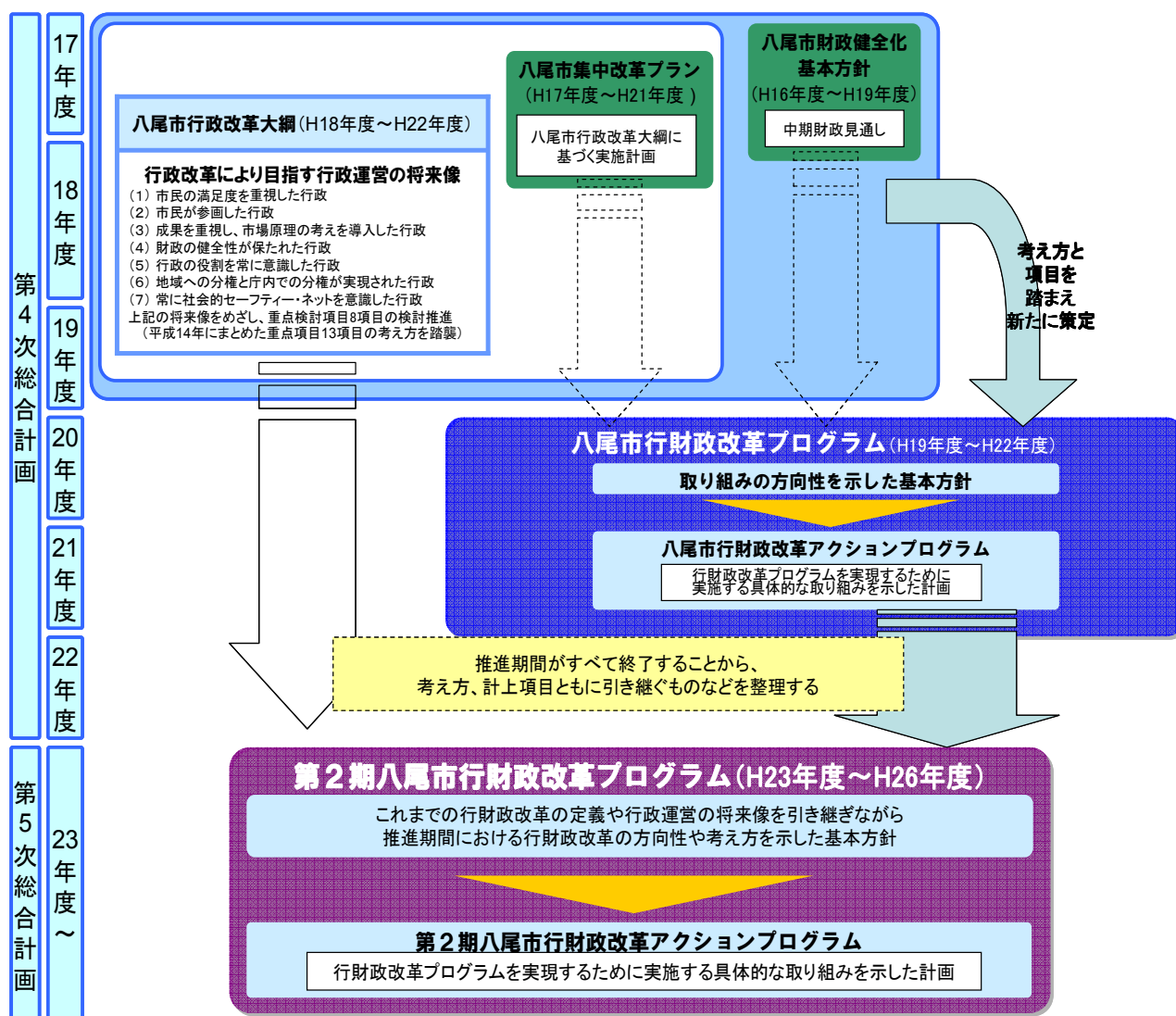
庁舎機能更新事業	1,135百万円
旧市立病院跡地活用事業	1,155百万円
公立・私立保育所施設整備事業	1,605百万円
道路整備事業	1,965百万円
河川水路整備事業	977百万円
JR八尾駅周辺整備事業	5,533百万円
市営住宅整備事業	2,765百万円
教育施設耐震化事業	9,663百万円
八尾図書館整備事業	1,399百万円
文化会館改修事業	1,033百万円

# IV. 第2期八尾市行財政改革プログラムの基本的な考え方

## 1. 八尾市行政改革大綱及び集中改革プランなどの整理

これまで推進してきた行財政改革プログラムや行政改革大綱などの推進期間の終了にと  
もない、第2期八尾市行財政改革プログラム（以下、「第2期行財政改革プログラム」とい  
う。）の策定にあたっては、これまで進めてきた行財政改革の考え方、計上項目などを整理  
し、一本化することにより、シンプルで分かりやすい行財政改革の推進をめざします。

《これまでの行財政改革に関するプログラムなどの関係と推進期間》



## 2. 行財政改革の定義とめざす行政運営の将来像

平成23年度から平成32年度を推進期間とする第5次総合計画では、「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」を将来都市像と定めています。

また、この将来都市像を実現するために掲げるまちづくりの目標のひとつとして「みんなで作る八尾」を定めるとともに、「市民協働と地域自治の推進」、「信頼される行政経営の推進」を政策として進めることとしています。

これまで本市では、行財政改革を「歳出の削減のみを求める活動ではなく、めざす行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政のしくみ”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動」と定義し、市民が主役の施策展開を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を実現することをめざしてきましたが、これらの考え方は、第5次総合計画の推進においても、また、時代や社会経済情勢が変化しようとも、市民に最も身近な基礎自治体として、めざしていくべき姿であり、限られた社会資源と人材を最大限に活用しながら、常に改善・改革に取り組むべきものと考えられます。

そのため、第2期行財政改革プログラムの推進においても、これまで進めてきた行財政改革の「定義」や「めざす行政運営の将来像」を引き継ぎながら、引き続き、市民の立場に立った行財政改革を市民・地域とともに進めていきます。

### 【本市における行財政改革の定義】

行財政改革は、「歳出の削減のみを求める活動ではなく、めざす行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政のしくみ”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動である。」と定めます。

### 行財政改革により目指す行政運営の将来像

- (1) 市民の満足度を重視した行政
- (2) 市民が参画した行政
- (3) 成果を重視し、市場原理の考えを導入した行政
- (4) 財政の健全性が保たれた行政
- (5) 行政の役割を常に意識した行政
- (6) 地域への分権と庁内での分権が実現された行政
- (7) 常に社会的セーフティー・ネットを意識した行政

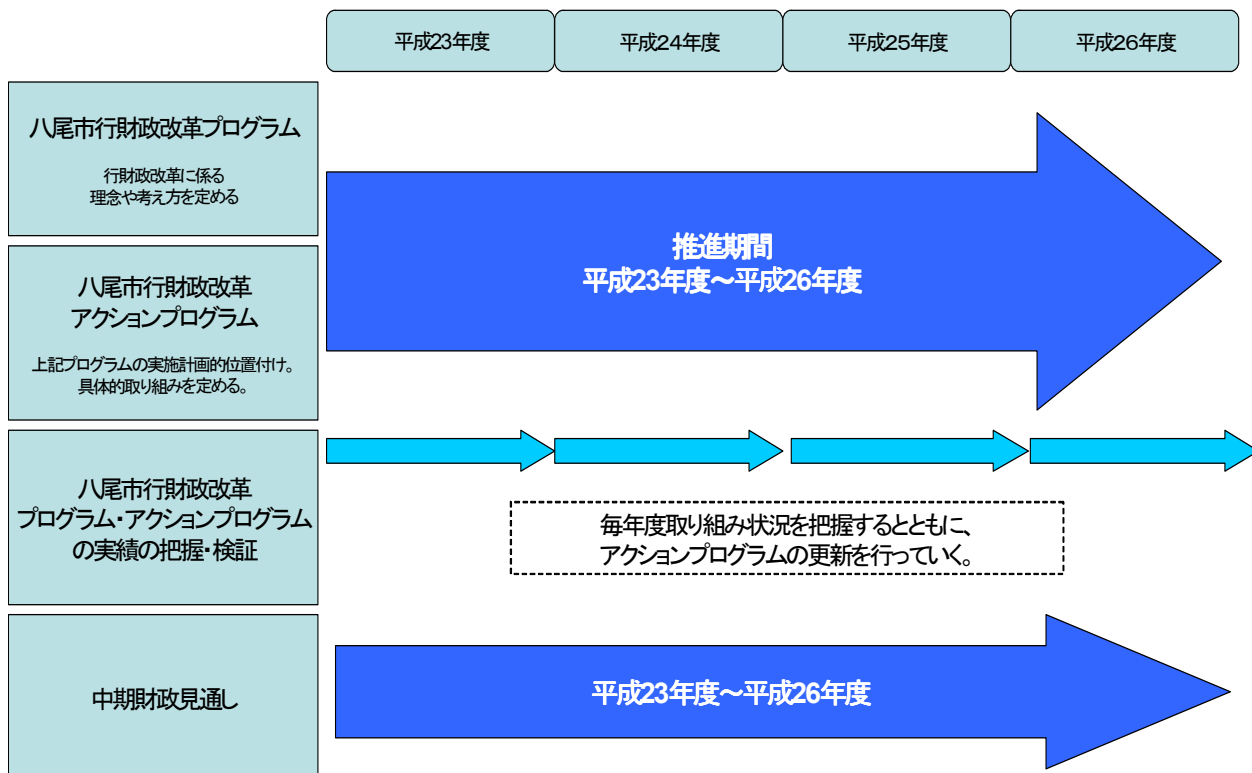
## 3. 推進期間と推進体制

第2期行財政改革プログラムでは、第5次総合計画における将来都市像及び市長マニフェストにおける基本姿勢の実現に向け、行財政改革の推進に係る理念や基本的な考え方など根幹部分について定め、平成23年度から平成26年度までの4年間を推進期間として取り組みます。

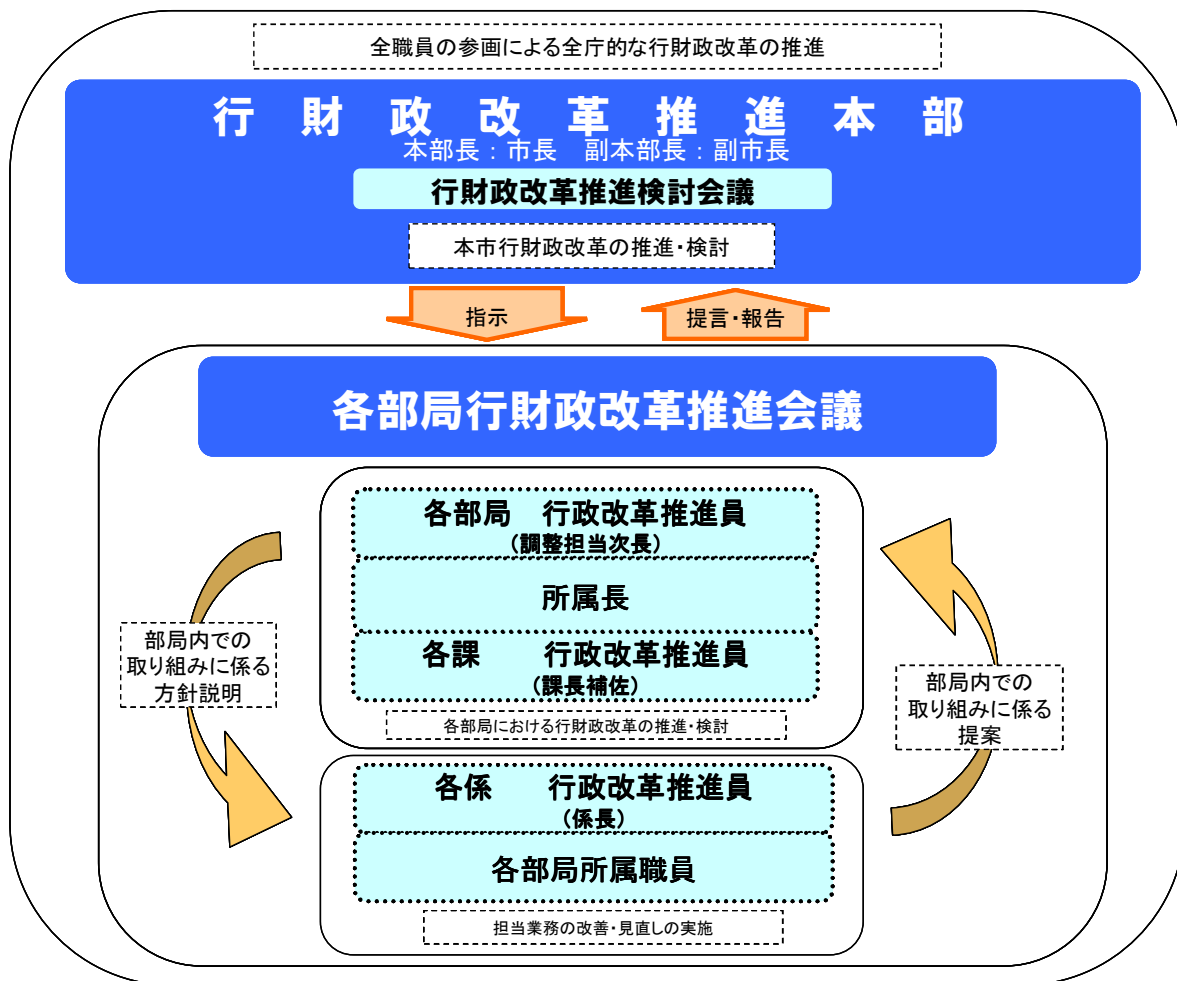
また、第2期八尾市行財政改革アクションプログラムを第2期行財政改革プログラムの実行計画として位置づけ、推進期間中において取り組む具体的項目を計上し、実施項目ごとの取り組み状況と新たな取り組みを把握しながら、第2期八尾市行財政改革アクションプログラムの更新を行っていきます。

行財政改革を推進するための体制につきましては、全職員の参画による全庁的な行財政改革を強力に推進するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部と本部の円滑かつ効率的な運営を図るための行財政改革検討会議において、市としての行財政改革の取り組みに係る検討を行い、推進を図るとともに、各部局においては、部局長・所属長のほか、各部局・課・係単位で設ける行政改革推進員で構成する各部局行財政改革推進会議において、各部局における行財政改革の取り組みに係る検討を行い、推進を図ります。

《第2期行財政改革プログラム・第2期行財政改革アクションプログラムの推進イメージ》



《行財政改革の推進体制》



# V. 第2期八尾市行財政改革プログラムに基づく行財政改革

## 1. 行財政改革の推進目標と方向性

### (1) 行財政改革の推進目標

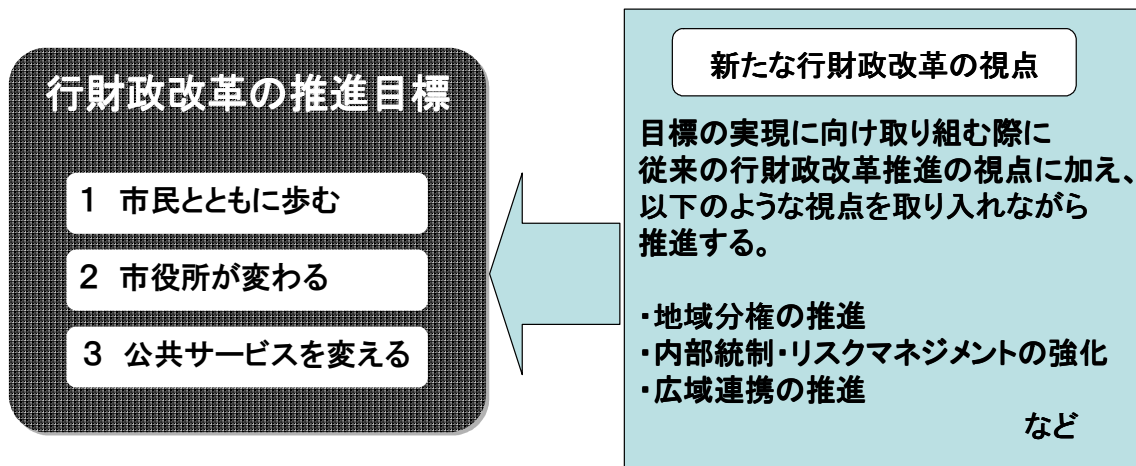
先に行財政改革プログラムのもとの本市の行財政改革は、これまで市民とともに培ってきた市民参画と市民との協働のまちづくりを基軸としながら、厳しい財政状況の中でも知恵と工夫によって新たなまちづくりが展開できるよう、以下の「行財政改革の推進目標」を掲げて、持続可能な行政運営の確立に努めてきました。

一方、前章で述べたように、第5次総合計画における将来都市像を実現するために掲げるまちづくりの目標など、本市のまちづくりの方向性のもとで、行財政改革を進めるためには、「市民力」、「地域力」を最大限に発揮するためのまちづくりの新たな視点を取り入れながら、市の役割や仕事のあり方をより一層見直していくことが求められています。

また、市民がそれぞれのライフステージで幸福度や生活満足度の向上を実感できるまちづくりを進めるために、さらなる行財政改革の推進が求められますが、その際の観点として、市民生活の充実、職員の仕事に対する姿勢や意識の改革に、いかに取り組むかということが重要であります。

これらのことから、第2期行財政改革プログラムにおける推進目標については、先に行財政改革プログラムの推進目標であった以下の項目を継承しつつ、地域分権の推進などの新たな課題に対応しながら、さらなる行財政改革の推進に努めることとします。

#### 《推進目標と新たな行財政改革の視点》



## (2) 各推進目標の方向性

### 1 市民とともに歩む

第5次総合計画では、将来都市像を実現するために掲げるまちづくりの目標のひとつとして「みんなでつくる八尾」を定めるとともに、「市民協働と地域自治の推進」、「信頼される行政経営の推進」を政策として進めることとしており、市民と行政が共通の目標をもちながら、それぞれの役割分担を明確にし、さらに協働の取り組みを進めていく必要があります。

また、市の財政状況が依然として厳しい中、歳出の削減や歳入の確保などを図りながらも、常に市民の立場に立った質の高い行政サービスと市民にわかりやすく、利用しやすいサービス提供に努めていきます。

さらに、市民と行政が対等の立場で連携や協働を進めていくためにも、より多くの情報を適時公開していくことに加え、行政評価の実施により、本市のありのままの姿をわかりやすく伝えていきます。

### 2 市役所が変わる

市民とともに行政改革を実現させていくためには、職員や組織といった市役所の内部が変わらなければなりません。また、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが意欲をもって、必要な知識や技術を身につけられるよう努める必要があります。

また、総合的な政策推進機能の充実を図るとともに、社会状況や市民ニーズの変化に的確に対応できる市民に分かりやすい機能的な組織を構築します。

さらに、近年、自治体などにおける不正経理や事務処理のミスなどの発生により損なわれた信頼を回復させるため、あらゆるリスクに対応できる体制整備など、内部統制<sup>(※)</sup>の強化を図っていきます。

今後、地域分権の推進により地域自治の基盤づくりと地域コミュニティの活性化を図っていくためには、市民との協働や地域力の向上に寄与するしくみづくりを念頭に、仕事や地域との連携のあり方についての見直しが進むよう、職員の意識や組織風土の改革を推進していきます。

### 3 公共サービスを変える

市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意欲が高まる一方、財政状況の悪化、さらには、国・府からの権限移譲による事務事業の増加などから、これまで実施していた公共サービスを継続していくことや、新たな市民ニーズに対応した公共サービスを提供することが困難になってくることが予測されます。そのため、市の果たすべき役割を責任をもって遂行していくため、行政関与の必要性やサービス提供手法のあり方について、引き続き、見直しを行っていくとともに、継続する事務事業については、無駄な部分がないかを点検し、費用の最少化をめざします。

また、より質の高い公共サービスを提供していくため、市民団体やNPO、事業者など新たな公共の担い手が持つノウハウやアイデアなどを積極的に活用していく、公民協働によるサービス提供も進めます。

さらに、事務執行の効率化や広域的な観点から市民サービスの向上が図られるよう取り組みについて議論を行い、近隣市との共同処理など広域連携の実施について検討を進めるとともに、自主財源の確保や受益と負担の公正性<sup>(※)</sup>の確保についても、引き続き、積極的に取り組みを進めます。

## 2. 行財政改革の具体的取り組み

行財政改革プログラム（平成23年度～平成26年度）に沿った取り組みの体系は、次のとおりです。

大分類	中分類	小分類
市民とともに歩む	みんなでまちを創る	市民参画・市民との協働の推進
		市政・地域情報の発信
	市民ニーズに応える	行政サービスの向上
		災害への備え
	自治体経営が見える	親切丁寧な対応の推進
		市政情報の公開
行政評価の定着と活用		
市役所が変わる	職員が変わる	第三者の視点による点検
		職員の資質向上・意識改革
		人事評価の改革
	組織が変わる	給与等の勤務条件の見直し
		職員の定員管理の適正化
		組織の活性化
公共サービスを変える	サービス実施主体の見直し	内部統制・リスクマネジメントの強化
	都市の関係を変える	公民協働手法の活用
	行財政の健全化	広域連携の推進
		事務事業の見直し
		事務の効率化
		ICTの活用
		公会計の整備・予算編成手法の見直し
		補助金の見直し
		自主財源の確保・適正化
		外郭団体の経営改善・充実
公共施設・インフラの見直し		
公営企業等の経営健全化		

### (1) 市民とともに歩む

#### ①みんなでまちを創る

地方自治体としての自治を確立し、第5次総合計画やマニフェストを実現していくためには、市民の市政への参画並びに地域の各種組織やNPOをはじめとした団体、事業者などとの積極的な協働は必須の条件となります。

特に、第5次総合計画では、将来都市像を実現するためにまちづくりの目標のひとつとして「みんなでつくる八尾」を掲げ、基本計画として、八尾市全体のまちづくりを進めていくための目標別計画と、八尾市全体のまちづくりを地域のまちづくりと連携、整合を図りながら進めていくための地域別計画を策定し、市民、地域、事業者、行政など多様な活動主体の連携、協働により、まちづくりを推進していくこととしています。

さらに、地域のまちづくりにおいては、「まち」としての一体性があり、住民相互の結びつきが強い地域コミュニティを単位として、地域分権による「暮らしに身近な地域のまちづくり」を進めることにより、「それぞれの地域が、地域と行政の適切な役割分担のもと協力しあい、自らの思いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めていく」状況をめざしています。

そのため、市民参画や市民との協働の推進を図り、地域のまちづくりや地域活動への支援、そのための市政や地域の情報の発信などに取り組みます。

#### ②市民ニーズに応える

行財政改革の目的を達成するためには、効果的かつ安定的に行政サービスを提供し、市民の満足度を高めることが必要となります。

また、東日本大震災を教訓とし、安全安心のまちづくりを進めていくため、情報の発信・共有をはじめ、公共施設の安全性をより高めていくとともに、市民一人ひとりの自覚と地域でのつながりやネットワークの強化により、平穏な暮らしを脅かすリスクに対して、その発生の抑制（予防）や被害の軽減を図ることが必要となります。

そのため、「市民に信頼される八尾」、「市民に親切丁寧な八尾」を掲げるマニフェストの基本的な姿勢を踏まえ、出張所及びコミュニティセンターのあり方についての方針を確定するとともに、インターネットをはじめとするICT<sup>(※)</sup>の活用や公金収納方法の拡大など、市民にとって利便性の高いサービスを提供するとともに、自主防災組織の結成やその支援及び市設建築物や学校園の耐震化など、災害への備えに取り組みます。

### ③自治体経営が見える

市民のまちづくりへの参画を進めるには、まず、市民と市が情報を共有することが大切であり、情報開示をより積極的に行っていくことが必要となります。

また、本市の行政評価システムについては、市政運営の基本的なマネジメントシステム<sup>(※)</sup>を効果的に進めていくための共通システムとして活用することで、創造的・効率的な行政運営を確立し、行政の透明性の確保、市民との協働のまちづくりの実現をめざすことが必要となります。

さらに、行政活動の透明性・公正性の確保の観点から、平成14年度より外部監査制度を導入するとともに、平成18年度からは行政評価の結果をホームページで公表していますが、今後ますます厳しさを増す本市の行政運営においては、納税者であり、まちづくりの主体者である市民や専門家などによる第三者の視点による点検を行っていくことが必要となります。

そのため、情報公開のあり方を今一度見直し、市民に対する説明責任を果たすとともに、行政の意思決定の過程を市民に明らかにし、透明性及び公正性を確保し、財政状況をはじめとする行政情報の積極的な開示と行政評価の定着・活用などに取り組むとともに、引き続き、外部監査による指摘事項の改善に努め、第三者の視点による外部評価・市民評価の仕組みづくりに取り組みます。

## (2) 市役所が変わる

### ①職員が変わる

現在、自治体職員は、厳しい財政状況下において、複雑・多様化する市民ニーズに的確にこたえていくための専門性や創造力、柔軟性や人間性、市民の信頼を得る職務能力、さらには、公務員としての倫理観や責任感など、幅広い資質の向上が求められているとともに、行財政改革における国の取り組みが大きく変動していく中で、職員の意識や行動も大きく変えていくことが求められており、「市民に信頼される職員」、「行動する職員」といった分権型社会にふさわしい人づくりや、職員の大量退職に対応した経験、ノウハウなどを継承する仕組みをつくる必要があります。

そのため、八尾市人材育成基本方針<sup>(※)</sup>の改正や職場風土の改善を通じた職員の意識改革、公正で透明な人事評価制度の確立や、時代に即した人事給与制度に再構築していくとともに、市職員の勤務条件について、市民の理解と納得が得られるものとなるよう、一層の適正化に向けて取り組みます。

### ②組織が変わる

職員の定員管理は、人件費の抑制に留意しながら、貴重な人材を活かすため、最少の職員数で最大の効果をあげることが重要であり、今後とも厳しい財政状況が予測される中、複雑・多様化する市民ニーズに対して、限られた人材を行政需要に応じて、適正に管理していく必要があるとともに、このような状況のもとでは、組織全体の活性化が不可欠であり、また、個々の職員が元気でなければならず、職員一人ひとりが、市政を担う一員としての自覚を持ち、組織全体の力を高めていくことが必要となります。

また、市民の信頼を得るためには、組織としての内部統制やリスクマネジメントの強化を図ることも必要となります。

そのため、各組織の事務量や事務内容などの状況を十分精査したうえで、配置基準や多様な任用形態の検討も進め、風通しの良い組織風土の醸成と職員がやる気や、やりがいをもち仕事ができる仕組みづくりに取り組むとともに、内部統制と危機管理対策の強化に取り組みます。

### **(3) 公共サービスを変える**

#### **① サービス実施主体の見直し**

社会経済情勢が大きく変化する中で、市民ニーズは複雑・多様化していますが、右肩上がりの経済成長が望めない財政状況下では、いかにより少ない財政負担で、より質の高い公共サービスを提供できるかが問われています。全国的にも民間委託などの積極的な導入が推進されており、本市においても、これまで以上に民間活力の導入の推進が必要となります。

そのため、行政関与の必要性については、的確な判断を行い、類似業務を包括的に委託したり、従来の業務委託の発想を広げ、専門的な人材や地域の人材を活用するといった公民協働手法を用いて、外部委託をさらに推進するとともに、公共施設の整備や運営については、指定管理者制度の導入などに取り組みます。

#### **② 都市の関係を変える**

市民ニーズが、ますます複雑・多様化する一方、国や府からの権限移譲により市が担うべき公共サービスは増大する傾向にあります。本市におきましては、大阪発“地方分権改革”ビジョンに基づく大阪府からの権限移譲について、市民に最も近い基礎的自治体が、自らの判断で、地域に密着した行政サービスやまちづくりを進めるためには、地方分権の推進が不可欠であるとの考えから、市民生活や市民の利便性の向上につながる事務や、政策推進の目標に合致するものは、積極的に事務移譲を受けるといった基本的な考えのもと、計画的に移譲をうけることとしていますが、事務執行の効率化や広域的な観点から、近隣市との共同処理など広域連携の実施について、検討を進めることが必要となります。

そのため、これまでの近隣市との協力関係を踏まえ、広域連携の推進に取り組みます。

#### **③ 行財政の健全化**

市民ニーズに対して、持続可能な行政運営を行っていくには、行財政の健全化を図ることが不可欠であります。まず、事務事業の見直しを行うことにより、行政サービスの現状を認識し、課題の発見、改善へとつなげ、限られた行政資源で、いかにこれに応えるか、全庁あげての行財政改革の取り組みとすることが必要となります。

また、市が提供する公共サービスについては、社会経済情勢の変化を反映して、質・量とも大きく変化してきており、行政需要の変化に柔軟に対応するためには、効率的な事務運営、特に、ICTの活用による効率化も必要となります。

さらに、職員の意識改革はもとより、予算編成手法そのものの不断の見直しが必要であり、また、補助金については、その必要性が客観的に認識できるものとなっているか、補助の目的や効果が市民福祉の向上につながっているかなど、常に公益性の観点から点検をしていくことが必要となります。

加えて、外郭団体については、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革<sup>(※)</sup>といった社会経済情勢の変化により、設立趣旨や経営基盤を見直す必要があり、また、財政健全化法では、普通会計<sup>(※)</sup>だけでなく、第三セクター<sup>(※)</sup>や企業会計を含めた自治体全体で財政状況を判断することから、公営企業等や外郭団体においても、さらなる健全化に向けた取り組みが必要となります。

そのため、事務事業の実施にあたっては、その全過程において、市民ニーズ・成果・コスト・スピードを意識し、常に市民の視点に立ち、不断の改革・改善に取り組みます。

また、業務改善を推進し、事務の効率化によって行政サービスの向上につながるよう、取り組みを進めるとともに、ICTに関するシステム全般の作業効率の向上やコスト削減をめざし、技術革新や社会変化に対応した積極的な活用に取り組みます。

さらに、公会計の整備や予算編成手法の見直し、補助金の趣旨や目的の公益性、社会的な必要度、補助金などの交付を受ける者並びに手法の妥当性などの点検や、税及び使用料などの収納率の向上や滞納債権の収納強化、受益者負担の見直しを行うとともに、市が所有する資産の活用や、広告事業の推進など、自主財源の確保に取り組みます。

加えて、外郭団体による団体経営の自立化・安定化や業務運営の効率化などを図るため、外郭団体の組織、業務のあり方について見直しの促進、公営企業等における将来を見据えた経営健全化計画の策定や民間経営手法の導入に取り組みます。

### 3. 行財政改革の推進による今後の収支改善目標

「行財政改革の推進目標」において示した3つの推進目標に基づく、行財政改革を進めるにあたり、現下の厳しい財政状況からの改善を図り、持続可能な財政基盤の確立をめざして、今後の収支改善目標を以下のとおり設定します。

#### (1) 歳入に見合った歳出予算をめざす

中期財政見通しに示したとおり、このまま対策を講じなければ、平成26年度までの4年間で約69億円の財源不足が見込まれるため、行財政改革の具体的な取り組みを推進することによって、財政的効果を生み出し、財政調整基金及び公共公益施設整備基金の活用により、財源不足を解消し、財政運営の基本である「歳入に見合った歳出」となるよう財政の健全化をめざします。

中期財政見通し期間における収支改善目標額

(単位:百万円)

項目/年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累 計
財政健全化前の収支 (ア)	▲ 822	▲ 1,247	▲ 2,443	▲ 2,388	▲ 6,900
財政健全化方策					
歳入の改善 (イ)	300	302	56	926	1,584
市税等の収納率の向上	9	9	9	9	36
受益者負担原則の徹底	0	32	46	67	145
未利用地の有効活用	290	260	0	0	550
その他の自主財源	1	1	1	850	853
行政の効率化とスリム化 (ウ)	175	223	256	680	1,334
事務事業の見直し等	86	123	155	587	951
外郭団体の見直し	16	24	24	0	64
公営企業等の経営健全化	73	76	77	93	319
健全化方策による収支改善額合計 (イ)+(ウ)=(エ)	475	525	312	1,606	2,918
基金の活用 (オ)	347	722	2,131	782	3,982
財政健全化後の形式収支 (ア)+(エ)+(オ)	0	0	0	0	0
財政健全化後の基金残高	7,043	6,333	4,213	3,436	

## **(2) 経常収支比率の改善**

平成 21 年度時点で 97.6%の経常収支比率について、現行の地方財政制度が継続されることを前提に、94.6%以下に比率を改善することをめざします。

## **(3) 市債残高の抑制**

平成 26 年度末の市債残高については、類似団体における平均残高を超えることのないよう抑制に努めます。

## VI. 用語説明

### ◆あ行◆

#### ICT (Information and Communication Technology)

主にパソコンや携帯電話などを利用した、コンピュータやデータ通信に関する情報通信技術を総称的に表す語のことをいいます。

#### インセンティブ予算

当該年度予算の効率的執行による残余の一部について、翌年度予算に加算する予算手法のことをいい、各部局において、無駄な支出をなくすとともに、経費節減の努力を促し、職員のコスト意識、経営感覚を高めることを目的とするものをいいます。

#### NPO (Non-Profit Organization)

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称をいいます。平成10年(1998年)12月「特定非営利活動促進法」が施行され、NPO法人が位置づけられました。

#### 大阪発“地方分権改革”ビジョン

平成21年3月に、大阪府が、市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの分権について、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示したものをいいます。

### ◆か行◆

#### 外郭団体

行政が直接行うよりも、事業が効率的に行われると期待できる場合に、自治体が出資して設立する民法・会社法などに基づく財団法人や株式会社などのことをいいます。

#### 基金

地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいいます。代表的な基金である財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金であり、公共公益施設整備基金は、道路、公園、河川、住宅整備事業、教育施設などの整備事業などの資金に充てるために積み立てる基金です。

#### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって、合理的に算定した額をいいます。

#### 基準財政収入額

基準財政需要額と同じく、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において収納が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額の合計額をいいます。

#### 協働

2者以上の者が、同じ目的のために、協力して働くことをいいます。

## 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標のことをいいます。市税や地方交付税など使い道が自由で毎年度経常的に入ってくる財源のうち、人件費や扶助費など固定的な経費にどれだけ充当されているかを示す比率のことをいいます。100%に近いほど、自由に使える財源の余裕が少なく、財政の硬直化が進んでいることとなります。

## 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められた4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のことをいいます。

## 公営企業等

地方公共団体が経営する企業などのことであり、行財政改革プログラムでは、公共下水道事業、水道事業、病院事業のことをいいます。

## 公益法人制度改革

公益法人とは、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人をさし、平成20年12月1日に施行される法律により、既存の公益法人について、民間有識者による委員会の審査を受け、その公益性についてあらためて判断されるなどの抜本的な制度改革のことをいいます。

## 公債費比率

当該地方公共団体の一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

## 公民協働

市民・事業者・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担に基づき新たな協力関係（パートナーシップ）を構築していくことをいいます。

## 行政関与の必要性と基準

行政として関わるべき範囲の基準のことをいいます。市として関与すべきものであるかどうかを点検・判断するため、「行政関与の必要性と基準」を策定し、事務事業の評価を実施する中で、点検を進めています。

## 行政評価

行政評価は、様々な市の取り組みについて、目的を明確にし、取り組みの実績や成果を数値などで表すもので、この数値などを用いて、市の各部署では取り組みの現状を把握し、今後どのような取り組みをしていくかの評価を行います。

## 行政改革推進員

本市の行財政改革を全庁的な取り組みとして全職員の参加により進めていくための推進役として設置しています。各部局行政改革推進員には各部の部次長を、各課行政改革推進員には各課の課長補佐を、各係行政改革推進員には各係の係長級を指名し、各職場において改革と改善の両方向から取り組みを進めています。

## 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会

八尾市に住みつづけたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりを推進するにあたり、市民参画と協働のまちづくりの観点から、広く市民の意見や提言を反映させるため設置された懇談会です。平成21年8月に市へ「これからの八尾のまちづくりの方向性について」（提言書）の提出がありました。

### ◆さ行◆

#### 三位一体の改革

平成16年度からの3年間において、政府が進めた国と地方を通じた税財政の改革のことで、国庫補助負担金の廃止・縮減（国の地方公共団体への関与を見直す）・税源移譲（国から地方公共団体へ）・地方交付税制度の改革（税源移譲に伴い、地方交付税に依存する団体がほとんどを占めている状況を見直すなど）の3つが一体的に進められました。

#### 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理について、市の出資法人、公共団体、公共的団体に加えて民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のことをいいます。

#### 実質収支

歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額のことをいいます。

#### 市民意見提出制度（パブリックコメント制度）

市で基本的な政策などを確定する前に、案及び関係資料をあらかじめ公表し、市民の意見の提出先及び意見の提出期間を定めて、広く市民の意見を求める制度のことで、一般的にはパブリックコメント制度と呼ばれるものをいいます。

八尾市では、市民参画と協働のまちづくりを進めるにあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（平成18年制定）第12条の規定により、市の基本的な政策などの策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」を策定し、市民意見提出制度を行っています。

#### 受益と負担の公正性

特定の者が受けるサービスに対して、使用料や手数料などの負担を求める場合や税などの一般財源で費用を賄う場合の基準並びに負担額の設定根拠を明確にすることをいいます。

#### 人事院勧告

人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの待遇の改善について、国会及び内閣に勧告すること、また、その勧告をいいます。

### ◆た行◆

#### 第三セクター

外郭団体のうち、商法などに基づく法人、株式会社など、国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体のことをいいます。

#### 地域主権戦略大綱

平成22年6月に、国が地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面、講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取り組み方針を明らかにするために示したものをいいます。

## 地域別計画

第5次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されていますが、基本計画は「目標別計画」と「地域別計画」からなります。「目標別計画」は、基本構想における将来都市像を実現するためのまちづくりの目標ごとに、めざす暮らしの姿や役割分担、主な取り組み、指標などを示したものです。「地域別計画」は、各小学校区（地域の活動の状況に応じて中学校区）を「地域」の基本単位とし、各地域の現状と方向性を明らかにするとともに、目標別計画を各地域別に編集し、取りまとめたものです。

## 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務事業を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のことをいいます。

## 定員適正化計画

適切な職員の総数を管理し、かつ、全体として最も効率的になるよう職員を各部門に配置するための計画のことをいいます。八尾市では、集中改革プランにおいて、公営企業等を含め、平成17年度から5年間（平成17年4月から平成22年4月まで）で4.6%（112人）の純減を図ることとしていました。

## 提案型公共サービス実施制度

民間事業者などが創意工夫を発揮しつつ、公共サービスが提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、市が求めるサービスの水準や民間事業者などが満たすべき業務の水準を示し、サービス実現の過程や作業は民間事業者などの創意工夫を最大限に活用しながら、委託などの手法によって行うことです。一般的な外部委託では、市から詳細な業務仕様を提示し、民間事業者など業務受託者は、市から示された仕様の通りに業務を完成させますが、提案型公共サービス実施制度では、詳細な業務仕様は示さず、民間の観点から仕事のやり方も含めて提案を受け実施するものです。

## ◆な行◆

### 内部統制

住民の福祉を増進するために、地方公共団体の事務が、地方自治法の定めるところにより、適法かつ正確に行われるのみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも適切に執行され、その資産が適切に管理されるように、管理責任者によって構築される組織及び事務執行における全ての手続き、または手段並びに記録から構成されている制度をいいます。

## ◆は行◆

### PFI (Private Finance Initiative)

国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を民間の資金やノウハウを活用して行う手法のことをいいます。

## 普通会計

普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分のことをいいます。

## ◆ま行◆

### マニフェスト

もともとは「宣言」「声明」という意味ですが、最近では、選挙において有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、政党または首長・議員などの候補者が当選後に実行する政策を予め確約（公約）し、それを明確に知らせるための宣言（書）、声明（書）の意味で使われています。

### マネジメントシステム

目標を効果的かつ効率的に実現するために、組織の活動などの方向づけや管理を行うための仕組みのことをいいます。

### モチベーション

動機づけや、やる気のことをいいます。

## ◆や行◆

### 八尾市行政改革大綱

平成12年8月に八尾市における行財政改革の基本的な方向を示すため策定しました。また、平成18年3月には、平成13年度から17年度までの取り組みの成果及び社会環境の変化を踏まえ内容を再編し、平成22年度まで推進することとしました。

### 八尾市財政健全化基本方針

平成16年度から19年度までの4年間を計画期間として、財政健全化の各種取り組みを推進するとともに、財政調整基金及び公共公益施設整備基金の活用により、財源不足を解消することを目標とした八尾市の財政健全化に関する基本的な方針を示したものをいいます。

### 八尾市集中改革プラン

平成17年3月29日付の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、各地方公共団体が平成17年度から平成21年度までの具体的な行政改革の取り組みを住民にわかりやすく明示し、平成17年度中に公表することとされた計画のことをいいます。

八尾市では、行政改革大綱に基づく改善計画の内容を再編・整理し、平成18年3月に「八尾市集中改革プラン」を策定し、平成21年度までの間に推進しました。

### 八尾市人材育成基本方針

八尾市がめざす職員像（「市民に信頼される職員」、「行動する職員」）・めざす職場環境・めざす組織風土は、どのようなものを明確にし、計画的・効果的に人材育成を進めていくため、平成15年5月に策定した基本的な方針のことをいいます。

### 八尾市の未来を語るタウンミーティング

八尾市に住みつづけたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりの実現をめざし、広く市民と市長などが市政に関して直接対話することにより、市政に対する市民の理解を深めるとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するために、平成20年度と平成21年度に開催しました。

## ◆ら行◆

### 臨時財政対策債

地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった特例的な地方債のことをいいます。この臨時財政対策債の元利償還金は、地方財政の運営に支障が生じないように所要の地方交付税措置がなされます。

# 参考資料:行政改革大綱における重点項目（大綱より抜粋）

## 6 重点項目の設定と検討

重点項目については、八尾市行財政改革検討委員の会議より提出された「提言報告書」に「具体的な提案項目」として10項目が示されており、この10項目の課題を含め、行政全体で考える重点項目13項目を設定し、行政を運営していく上でのしくみや決まりといった制度の改革を視野にそれぞれに担当部署を設定し、取り組んできました。

重点期間終了後の行政改革推進期間においては、今後とも、その成果を引き続き、全体の行政分野に広げ、進めていくとともに、総合計画における地域経営の理念を推進するために、特に必要な項目を設定し取り組みを進めます。

### (1) 地域経営によるまちづくり

総合計画の将来都市像である「一人ひとり夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現を目指し、また、職員自らが市民参画と協働によるまちづくりの担い手としての意識改革を進め、市民との信頼関係を築き、ともにまちづくりを進めるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 市民参画と協働のまちづくりの推進
- ・総合的な情報提供を進めるための体制整備
  - ・パブリックコメント制度の導入
  - ・NPO等との協働事業の推進
  - ・地域活動支援体制の整備

### (2) 外郭団体

行政の役割を補う立場の外郭団体については、自治体と人の面や、財政の面での関わりが強く、さらには、事業内容が民間の企業等と重複しているものも見うけられたため「外郭団体を総点検するための基準」を策定し、見直しに取り組んできました。今日の指定管理者制度を含む規制緩和により、一層の自立経営に向けた見直しが必要とされるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 市と外郭団体による改善計画の策定
- ・市からの人的関与の縮小
  - ・団体業務の整理・見直し
  - ・業務量に対応した人材の確保・育成
  - ・団体の規模に応じた適切な給与制度の確立

### (3) 人材育成と定員及び給与の適正化

現在の社会経済情勢と八尾市の財政状況からすれば、より職員の仕事の能率を向上させ、少ない労働力で、市が提供するサービスの質を高める努力を行う必要があります。そのためには、職員一人あたりでより多くのサービスを提供するように労働生産性を高めるとともに、大量退職時期を見据え、人材育成基本方針に基づく人づくりを推進します。また、現下の厳しい社会経済情勢から給与制度の適正化を進める必要があるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 人材育成基本方針に基づく取り組みの実施
- ・公正、透明な人事評価制度の確立
  - ・インセンティブ・システムの構築
  - ・大量退職に伴う知識等の管理や人づくり
- (b) 職員の定員適正化の推進
- ・多様な任用形態の検討
- (c) 給与制度の検討
- ・給料、手当等の見直し

#### (4) 公民協働手法の活用

限られた資源や財源を効率よく活用するため、行政が提供するサービスを行政が直接提供すべきなのか、或いは、行政以外の主体が提供すべきなのかを点検を行います。

また、従来の業務委託の発想を広げ、類似業務を包括的に委託する方法、専門的な人材や地域の人材を活用する方法、公共施設の整備や運営については、PFIや指定管理者制度等を活用する方法等、公民協働による公共サービスの提供を進める必要があるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 公民協働手法基本方針の確定
- ・ NPO等との協働事業の推進（再掲）
  - ・ 民営化・業務委託等の推進
  - ・ 直営施設における指定管理者制度等の導入

#### (5) 組織機構

市民ニーズに柔軟に対応して、無駄がなく効率的な行政運営ができる組織機構とし、総合的に施策を推進できるようにするため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 行政が提供するサービスに着目した組織再編
- (b) 庁内分権の推進
  - (c) 組織の簡素効率化の推進

#### (6) 財政健全化

現下の厳しい財政状況から脱却し、将来にわたり収支均衡を保ち財政の健全性が維持された財政運営を行うため、各事務事業について十分な効果性や行政目的の達成度を検証しながら改革・改善に取り組み、歳出の抑制に努めるとともに、市税をはじめ歳入の徴収率向上、受益者負担原則の徹底等により歳入の安定的確保を努める必要があるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 事務事業の効率化
- (b) 補助金制度の見直し
  - (c) 投資的経費の抑制と重点化
  - (d) 公営企業等の経営健全化
  - (e) 市税徴収率の向上をはじめとした歳入の確保
  - (f) 受益と負担の公平性の確保
  - (g) 公有財産の有効活用
  - (h) 予算編成手法の見直し
  - (i) 財政公表手法の検討

#### (7) 行政評価

行政として、全てのことについて、説明する責任を果たし、行政運営にマネジメントサイクルを取り入れた行政経営を確立させ、市民・議会・行政が情報を共有化して、行政運営について議論する材料とするため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 施策評価の導入による総合的な評価の実施
- (b) 評価結果の公表
  - (c) 市民ニーズの把握と反映手法の検討
  - (d) 公の施設の効率的な管理運営の推進（施設評価の推進）

#### (8) 行政の守備範囲

限られた資源と財源の中では、多様化する市民ニーズの全てに対応できなくなり、行政が提供できるサービスの量や種類が限定されてきます。従って、行政として関わることのできる範囲と関わるべき範囲を明らかにしていく必要があるため、次の取り組みを推進します。

- <推進項目> (a) 行政の守備範囲の基準の検証

## 第2期八尾市行財政改革プログラム

---

平成23年（2011年）6月発行

発行者 八尾市 政策企画部 行政改革課  
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号  
Tel 072-991-3881（代表）  
Fax 072-993-5944  
E-mail [gyoukaku@city.yao.osaka.jp](mailto:gyoukaku@city.yao.osaka.jp)  
八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>  
刊行物番号 H23-48

---